

○文化芸術推進基本計画の策定について

【目的】

文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

【概要】

「吉川市文化芸術基本条例」第8条に基づき、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する計画を策定するもの。計画の始期を令和9年度とし、終期は第6次総合振興計画の後期計画（令和9年度～13年度）に合わせて令和13年度とし、5年間の計画とする。

【文化芸術推進審議会の取組内容と現状でのスケジュール見込】

令和7年度

8月～2月 文化芸術推進基本計画策定に向けたアンケート調査
(演劇プロジェクト、市民文化祭、生音コンサート)

令和8年度

6月 教育委員会に審議会委員上程

7月 教育委員会に諮問上程

8月 第1回文化芸術推進審議会 (8/6 吉川市役所)

→現行計画取組状況分析、次期計画の基本理念、基本目標、施策体系を検討

9月 庁内連絡会議（関係部署との調整）

10月 第2回文化芸術推進審議会

→次期計画の施策の展開を検討

12月 次期計画案の作成

1月 パブリック・コメント

2月 パブリック・コメント公表

3月 教育委員会に答申報告及び次期計画案を上程

計画の公表